

諮問第十三号

下水道使用料の督促処分に対する異議申立てに係る諮問について

下水道使用料の督促処分について、別紙のとおり異議申立てがあったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第  
二百三十一条の三第七項の規定に基づき、諮問する。

平成二十七年九月八日提出

青森市長

鹿内

博

異議申立書（下水道使用21）

平成27年5月7日（木）

青森市長 鹿内 博 様

異議申立人 三国谷清一



下記のとおり異議申立てをする。

記

1. 異議申立人の住所、氏名、年齢  
住 所 青森市桜川4丁目8番2号  
氏 名 三国谷清一  
年 齢 65歳
2. 異議申立てに係る処分  
貴職の平成27年4月3日付け平成26年度下水道使用料督促状（平成27年2月分）による処分。
3. 異議申立に係る処分があったことを知った年月日  
平成27年4月4日
4. 異議申立ての趣旨  
異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。
5. 異議申立ての理由  
(1) 異議申立人は、平成25年6月分下水道使用料に係る督促状に対する異議申立（平成25年8月9日）以来一貫して、貴職に下水道使用料徴収に関して法令遵守及び法の下での平等取扱いを求めているものである。  
(2) 貴職は、下水道使用料未納者に対し督促状を以て督促し、督促手数料及び延滞金の徴収を義務づけられているにも拘わらず、これを怠り、異議申立人に対してのみ督促状を差し督促手数料及び延滞金を徴収している現状は、明らかに異議申立人に対する不平等極まりない不利益取扱いであり、違法不当である。よって、本件異議申立に係る督促処分は取り消されるべきものである。  
(3) なお、平成27年第1回定例会（3月24日）民生環境常任委員長報告書44頁によると、下水道使用料未納に係る延滞金は1カ月分約63万円、年間756万円と見込まれるが、貴職はこれを徴収しないままに長期間放置し、下水道特別会計に多額の損害を与え続けている。異議申立人に対する差別的取扱いは、貴職の違法不当な督促手数料及び延滞金不徴収に対し注意喚起をしてきた異議申立人に対する嫌がらせとしか言いようのないものである。
6. 処分庁の教示  
「この督促状に不服がある場合には、この督促状を受け取った日の翌日から起算して30日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。」との記載あり。
7. 行政不服審査法第25条第1項但し書きの規定による口頭の意見陳述の申立て  
行政不服審査法第25条第1項但し書きの規定により口頭の意見陳述を申立てる。

